

# 第1編 平成24年度決算の概況



# 第1章 全般の概況

## 第1 事業数

15業種 182事業

(前年度比2事業減)

### 【法適用事業】

9業種 78事業

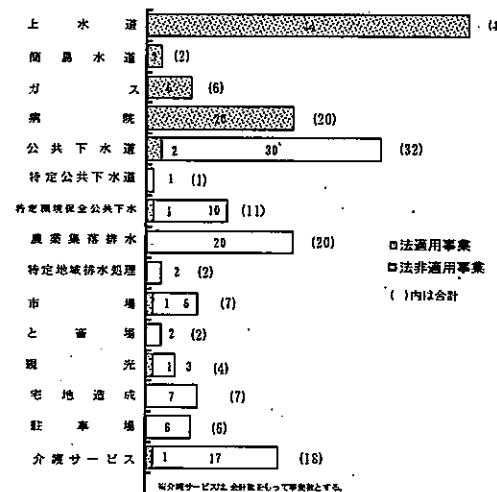
前年度比 観光施設事業1事業減：旭市の休養宿泊施設事業の廃止による。

### 【法非適用事業】

11業種 104事業

前年度比 宅地造成事業1事業減：市川市のその他造成事業の廃止による。

図1 事業数の状況(24年度)



### 《解説 法適用事業・法非適用事業》

法適用事業とは、地方公営企業法（以下「地公企法」という。）の全部又は一部を適用している事業をいう。

法非適用事業とは、地方財政法（以下「地財法」という。）第6条の規定に基づき、その経理を特別会計を設けて行っている同法施行令第37条に掲げる事業（農業集落排水事業を含む。）及び駐車場整備事業、介護サービス事業並びに有料道路事業で、地公企法を適用していない事業をいう。

上水道事業及びガス事業については地公企法の全部が、病院事業については地公企法の財務規定等が当然に適用される。

また、市町村及び一部事務組合は条例又は規約の定めるところにより、病院事業については地公企法の規定のうち財務規定等を除く規定を、その他の事業については地公企法の規定の全部又は財務規定等を適用することができる。

法適用事業は、複式簿記及び発生主義による経理を行い、貸借対照表等の財務諸表を作成する等、いわゆる企業会計方式により財務処理を行うのに対し、法非適用事業は、特別会計は設置するものの、財務処理については普通会計と同様の官庁会計方式により行う。

### 〈事業数の推移〉

県内の事業数は、昭和 40 年代後半に大幅な増加（上水道事業、公共下水道事業の増）を見せた後、昭和 61 年度から昭和 63 年度までの期間（この間は、一般会計で行う農業集落排水事業が公営企業決算統計の対象とされていた。）を除き 170 事業程度で推移していたが、平成 3 年度から特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業（平成元年度から特別会計設置の汚水処理事業のみを対象としている。）を中心に増加し、平成 13 年度及び平成 14 年度には 232 事業までに増加した。

平成 15 年度からは、市町村合併に伴う再編等により 10 年連続して減少し、平成 24 年度には 182 事業となっている。

この内、上水道事業は、生活用水を自家（井戸）水に依存していた県東部や南部地域市町村が、地下水の汚染や減少に対処するため、昭和 40 年代後半から、水源を利根川水系及び地域内のダム等に求めたこと、首都圏近郊市町村で人口が増加したこと等に伴い、新規に事業を開始し、または従前簡易水道事業で行っていたものを転換した市町村があり、ピークの平成 7 年度においては 56 事業（昭和 45 年度調査時 32 事業の約 1.8 倍）に達した。

平成 15 年度以降は、市町村合併に伴う再編等で減少し、平成 24 年度には 44 事業となっている。

また、公共下水道事業は、昭和 42 年に下水道整備緊急措置法が施行され、昭和 46 年頃から県を事業主体とする流域下水道建設が本格化し、この流域の市町村が公共下水道の整備を進めていった。

こと、また、流域下水道関連市町村以外の市町村にあっても都市計画区域を定めている市町村において事業を開始してきたこと等により、平成 7 年のピーク時には 37 事業に達し、昭和 45 年調査の 12 事業から約 3.1 倍となった。平成 15 年度以降は、市町村合併に伴う再編等により減少し、24 年度は 32 事業となっている。

〔参考：P61 第 2 編 統計資料 第 1 章 1. 事業数〕

図 2 全体事業数の推移

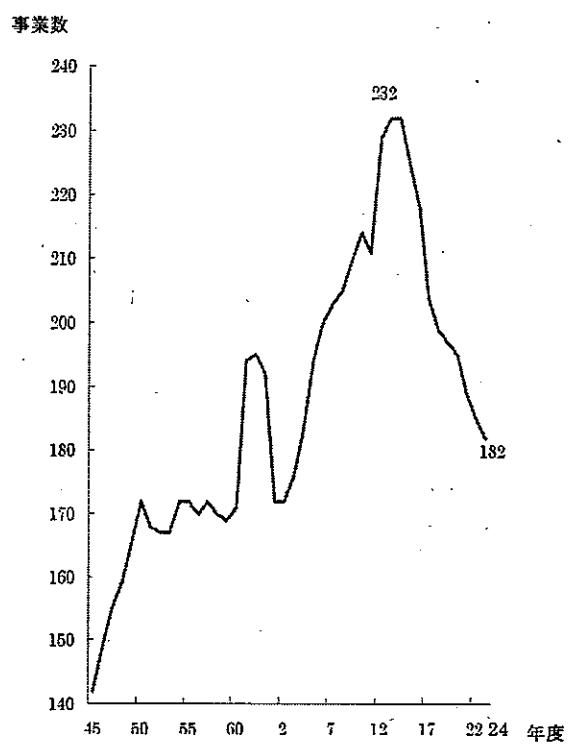
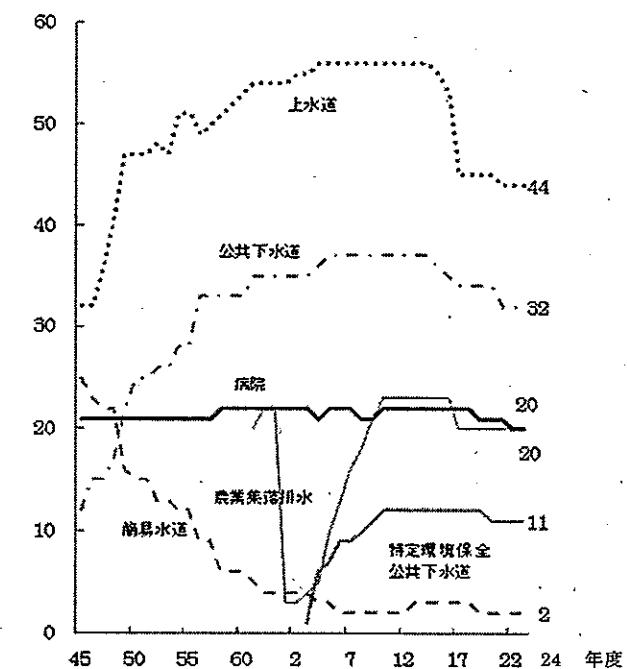


図 3 主要事業数の推移



## 第2 職員数

9,092人(平成24年度末)

前年度(9,009人)から83人(0.9%)増

法適用事業 8,122人(前年度比93人増)

法非適用事業 970人(前年度比10人減)

業種別に見ると、病院事業の職員数が最も多く、6,737人で74.1%を占めており、次いで水道事業1,030人で11.3%，下水道事業838人で9.2%，介護サービス事業が237人で2.6%となっている。

病院事業は、事業数では全事業の11.0%，支出決算規模では全体の31.1%であるが、職員数では全体の74.1%を占めている。

職員数の多い事業体を個別に見ても、旭市の病院事業が1,799人、松戸市の病院事業が2病院合計で1,222人、君津中央病院企業団が2病院合計で942人と上位を病院事業が占めている。

### 〈職員数の推移〉

職員数は、平成15年度(10,589人)をピークとして、事業の廃止や、業務の効率化・委託化による職員数の適正化等により平成16年度(10,444人)以降、年々減少している。

[参照:P63 第2編 統計資料  
第1章 2. 職員数の推移]

図4 職員数の状況(24年度)

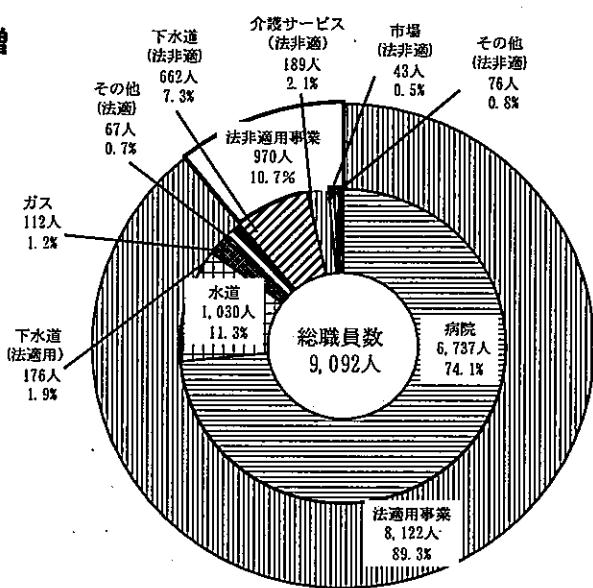
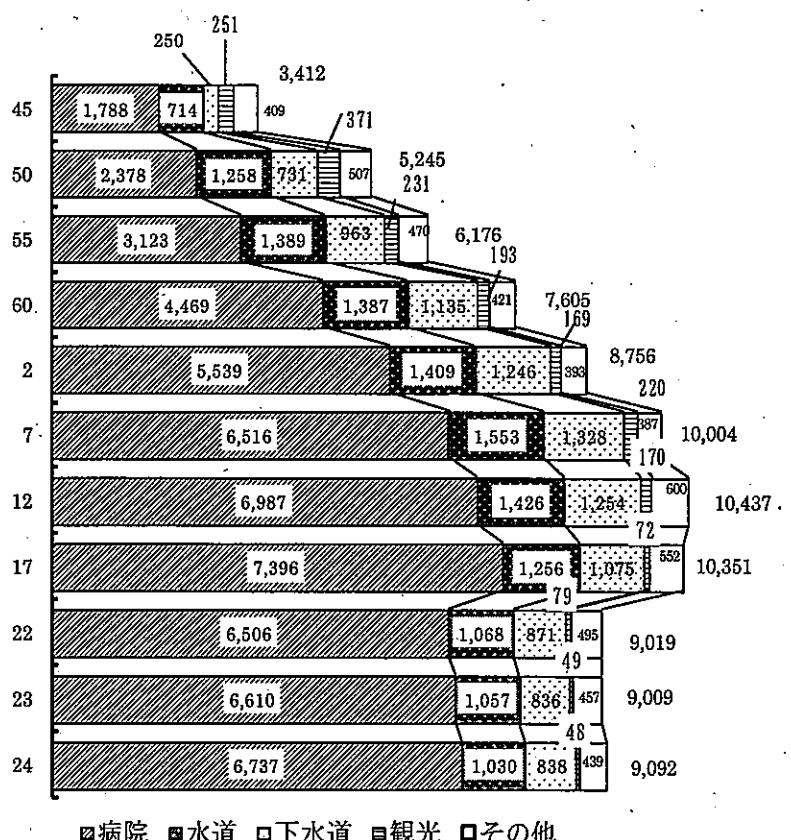


図5 職員数の推移



### 第3 支出決算規模

4, 283億45百万円

前年度(4,320億38百万円)から0.9%減

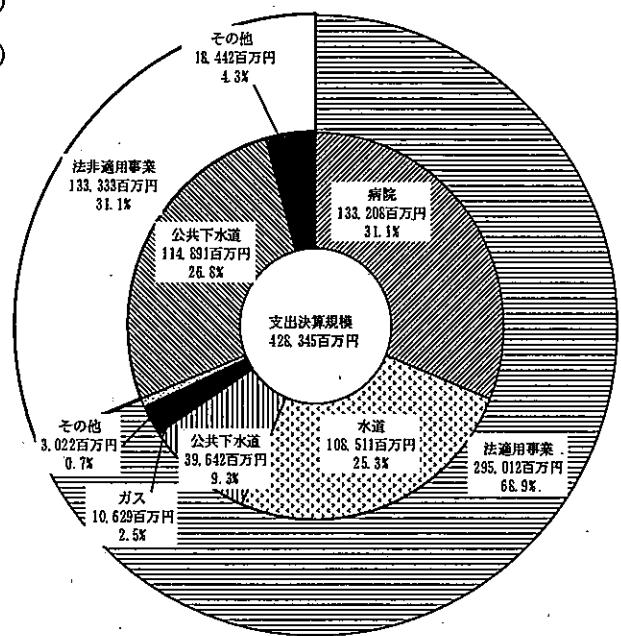
法適用事業 2,950億12百万円(前年度比0.1%減)

法非適用事業 1,333億33百万円(前年度比2.5%減)

総額で、普通会計の平成24年度歳出総額(2兆987億99百万円、一部事務組合含む)の20.4%に相当する。

法適・法非適を合わせて、公共下水道事業が1,545億33百万円(全体の36.1%)と最も大きく、次いで病院事業が1,332億8百万円(同31.1%)、水道事業が1,085億11百万円(同25.3%)となつておる、この3事業で全体の92.5%を占めている。

図6 支出決算規模の状況



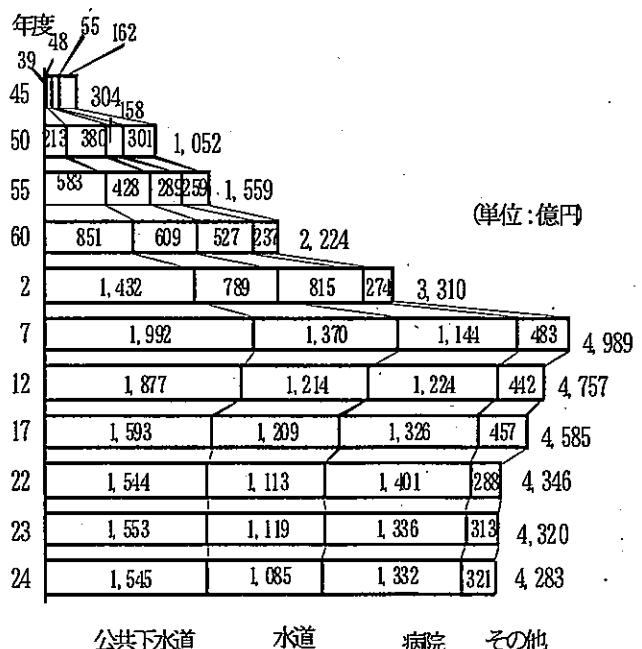
#### 〈支出決算規模の推移〉

支出決算規模は、平成14年度(5,028億円)をピークとして平成15年度(4,731億円)から18年度まで4年連続で減少した後、平成19年度から2年連続して増加したが、平成24年度は、水道事業で繰上償還の減に伴う企業債償還金の減等により、前年度に比べ37億円(0.9%)減少し、4年連続の減少となっている。

[参照:P64 第2編 統計資料 第1章

#### 3. 支出決算規模の推移

図7 支出決算規模の推移



## 第4 建設投資額（資本費のうち建設改良費）

892億32百万円

前年度（864億98百万円）から3.2%増

法適用事業 488億97百万円

（前年度比3.3%増）

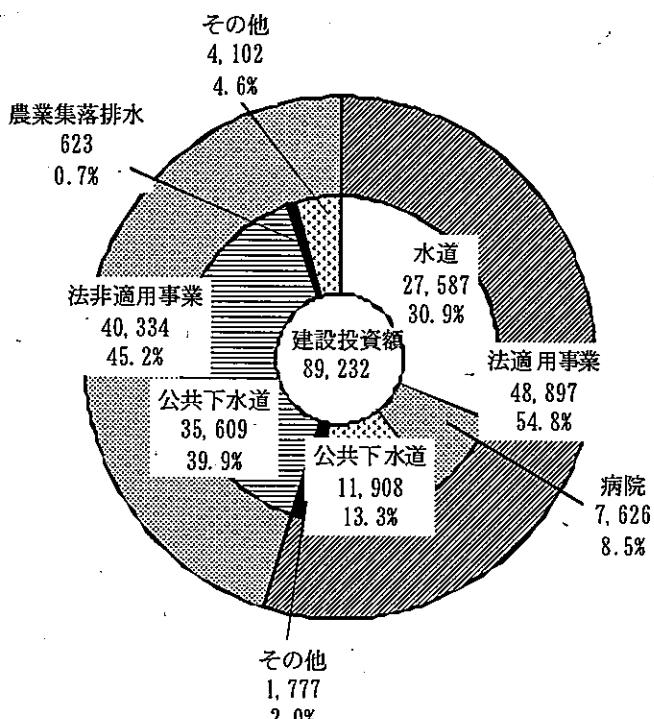
法非適用事業 403億34百万円

（前年度比3.0%増）

総額で、普通会計の平成24年度建設事業費決算額（2,353億63百万円、一部事務組合含む）の37.9%に相当する。

法適・法非適を合わせて、公共下水道事業が475億17百万円（全体の53.3%）と最も大きく、次いで水道事業が275億87百万円（同30.9%）、病院事業が76億26百万円（同8.5%）となっており、この3事業で全体の92.7%を占めている。

図8 建設投資額の状況（単位：百万円）



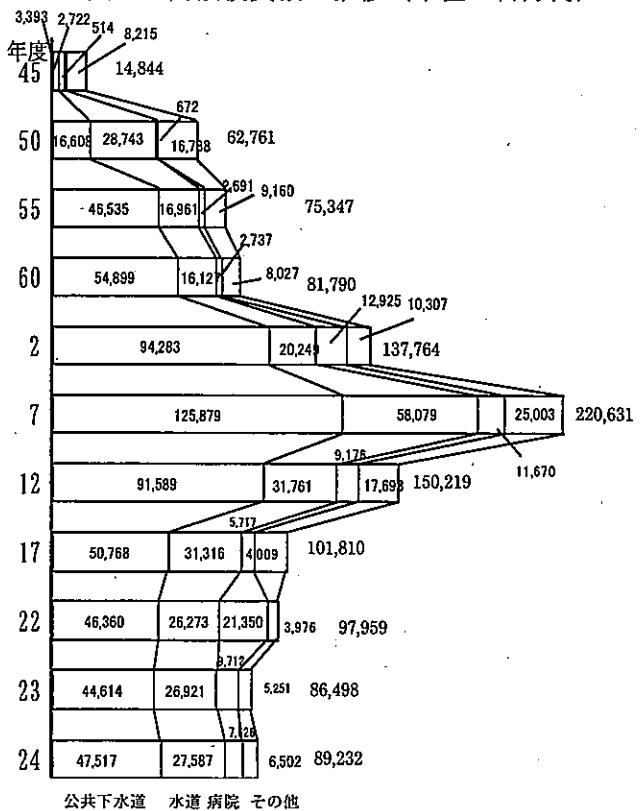
### 〈建設投資額の推移〉

建設投資額は平成5年度（2,280億39百万円）をピークとして近年は減少傾向にあるが、平成24年度においては、一部の公共下水道事業で終末処理施設における工事費の増等により、前年度に比べて27億円（3.2%）の増加となっている。

〔参照：P66 第2編 統計資料

第1章 4. 建設投資額の推移〕

図9 建設投資額の推移（単位：百万円）



## 第5 企業債

### (1) 平成24年度発行額

445億12百万円 前年度(480億13百万円)から7.3%減

法適用事業 210億51百万円(前年度比1.9%減)

法非適用事業 234億62百万円(前年度比11.7%減)

※ 収益的支出に充てた企業債を含む。

企業債の発行額の推移は、平成14年度の917億13百万円をピークに18年度まで減少していたが、19年度、20年度については特例措置としての企業債の公的資金補償金免除線上償還の借換債等の増加に伴い、2年連続での増加となった。21年度には建設投資の減により再び減少に転じ、24年度は一部の病院事業において大規模施設改良工事費の減等により、対前年度比7.3%減となった。

業種別に見ると、公共下水道事業の発行額が最も多く318億60百万円(対前年度比1.4%減)、上水道事業で84億85百万円(同14.2%減)、病院事業で28億57百万円(同36.5%減)等となっている。

### (2) 現在高

1兆1,846億10百万円

前年度(1兆2,148億62百万円)

から2.5%減

法適用事業 5,808億81百万円

(前年度比2.5%減)

法非適用事業 6,037億29百万円

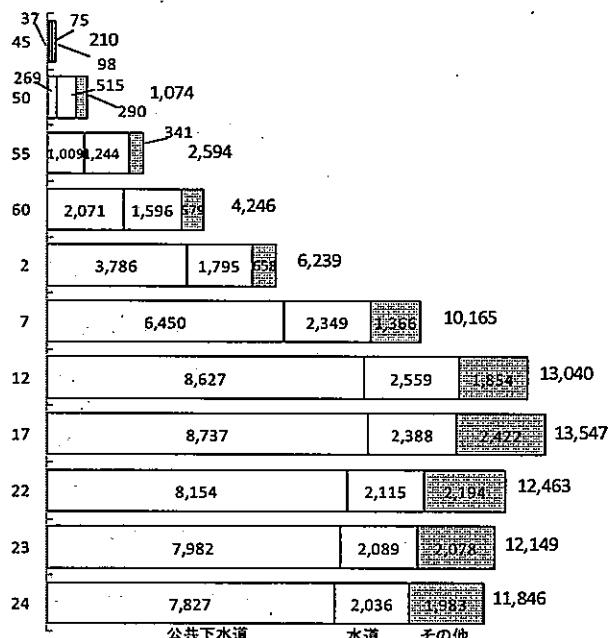
(前年度比2.5%減)

総額で、平成24年度の支出決算規模の約2.8倍となっている。

企業債現在高と支出決算規模の関係を過去からの推移で見ると、昭和50年度に企業債現在高が支出決算規模の額を上回ってから年々その差は拡大し、昭和59年度には企業債現在高が支出決算規模の約2倍に達した。

平成14年度(13,827億円)をピークに平成15年度からは10年連続で減少している。業種別に見ると、公共下水道事業の占める割合が最も多く、平成24年度末では66.1%となっている。

図10 企業債現在高の推移(単位:億円)



### (3) 元利償還金

1,043億98百万円 前年度(1,119億59百万円)から6.8%減

法適用事業 502億84百万円(前年度比7.2%減)

法非適用事業 541億15百万円(前年度比6.4%減)

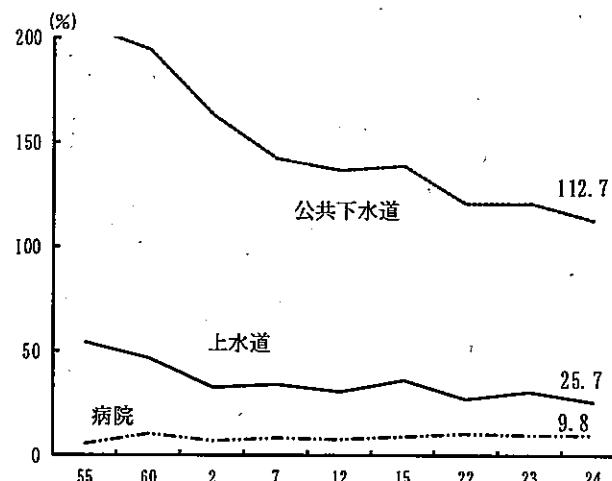
平成24年度においては、企業債の繰上償還の特例措置による企業債償還額が減少しているものの、水道事業等で償還額が減ったことにより、平成23年度に比べ、6.8%減少している。

なお、元利償還金の料金収入に対する比率は41.0%(前年度44.5%)となっている。

これを法適用事業、法非適用事業の別に見ると法適用事業で24.8%(前年度27.0%)、法非適用事業で104.5%(同112.7%)となってい

る。  
法非適用事業の比率が高くなっている原因としては、法非適用事業の元利償還金の大部分を占める公共下水道事業において、施設建設に充てた企業債の償還が始まっているが、普及率が低く、施設が十分に活用できていないため、施設に見合った料金収入が得られていないという状況等があげられる。〔参照:P68 第2編 統計資料 第1章 5.企業債〕

図11 元利償還金の料金収入に対する比率



## 第6 他会計繰入金

768億48百万円 前年度(788億24百万円)から2.5%減

うち基準内繰入金 527億46百万円 前年度(558億61百万円)から5.6%減

うち基準外繰入金 241億02百万円 前年度(229億63百万円)から5.0%増

図12 他会計繰入金の状況

法適用事業繰入金 363億93百万円

前年度(385億13百万円)から5.5%減

うち基準内繰入金 285億75百万円

前年度(297億45百万円)から3.9%減

うち基準外繰入金 78億17百万円

前年度(87億68百万円)から10.8%減

法非適用事業繰入金 404億56百万円

前年度(403億11百万円)から0.4%増

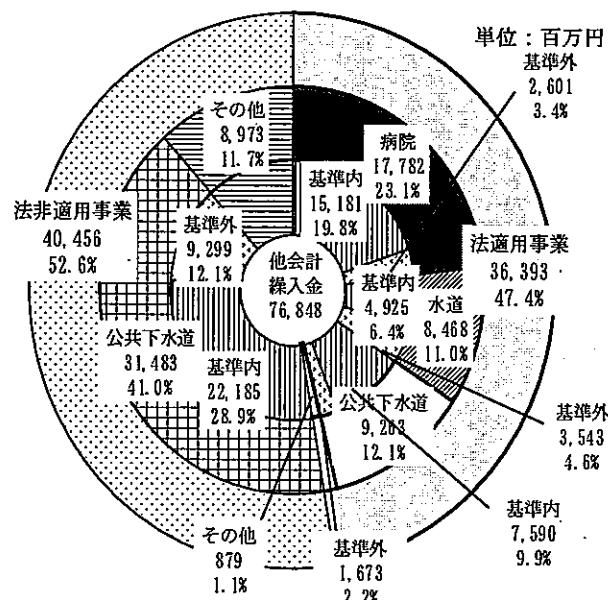


図13 他会計繰入金の推移

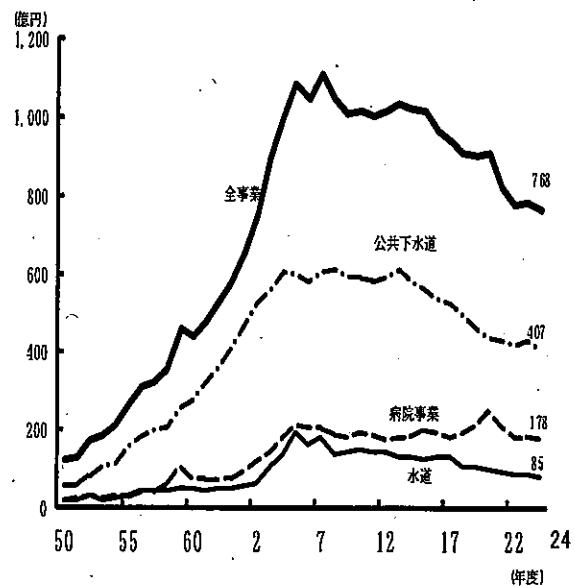
うち基準内繰入金 241億71百万円  
 前年度(261億16百万円)から7.4%減  
 うち基準外繰入金 162億85百万円  
 前年度(141億95百万円)から14.7%増  
 業種別に見ると、水道事業(84億68百万円)、  
 病院事業(177億82百万円)及び公共下水道事  
 業(407億47百万円)において多額の繰入れが  
 行われている。

病院事業は、177億82百万円と前年度(184億  
 96百万円)から7億14百万円減少しており、地方  
 公営企業全体に占める割合は23.1%(前年度23.5  
 %)と前年度に比べて0.4ポイント減少している。

公共下水道事業における他会計繰入金は、料金収入の増等により23億50百万円(対前年度比  
 5.5%減)減少し、地方公営企業全体に占める割合も53.0%(前年度54.7%)と前年度に比べて1.7  
 ポイント減少している。下水道事業が全体に占める割合が高いのは、建設途上の事業が多く、料金  
 収入で賄えない経費を他会計繰入金で補てんしていることによると考えられる。

建設投資額のピーク(平成5年度)を過ぎた平成8年度(1,045億28百万円)以降は、他会計  
 繰入金総額の推移も減少傾向にある。

[参照:P72 第2編 統計資料 第1章 6. 他会計繰入金]



### 《解説 独立採算制と繰出基準》

地方公営企業は、「企業」という性格上、経営に伴う収入をもってその支出に充てる「独立採算」が原則である。しかし他方で、地方公営企業は「公営」であるということで、公共性、公共の福祉の増進の観点から、企業ベースには乗らないような活動でも採算を無視して実施しなければならない場合がある。このような活動についてまで、独立採算の原則を適用するのは困難又は不適当であり、これに要する経費については、独立採算の原則から外して、企業の設置者たる地方公共団体そのものが、主として一般会計において負担すべきこととしている。(地方公営企業法第17条の2(経費の負担の原則))

一般会計が負担すべき経費を具体的に示したものが、総務副大臣通知「地方公営企業繰出金について」(いわゆる「繰出基準」)である。地方公営企業は、この繰出基準に示された経費以外の経費については、企業の経営活動から生じる収益で賄う必要がある。

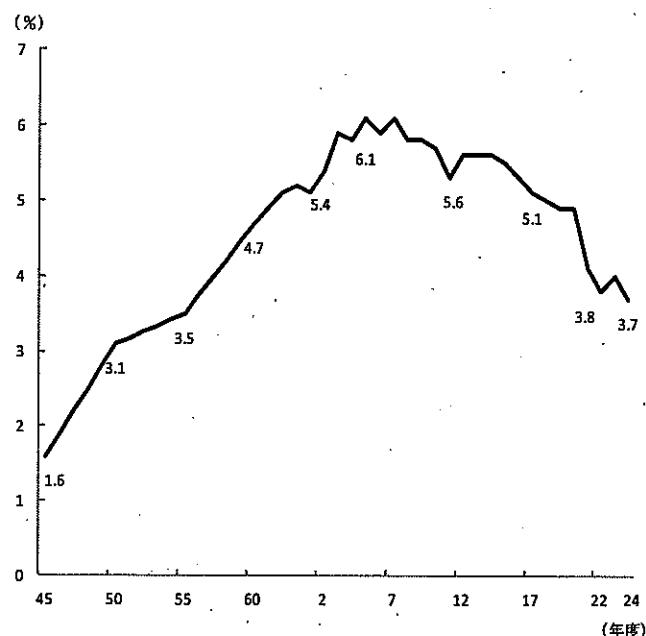
したがって、各事業においては、一般会計との間の負担区分について、この繰出基準に基づき明確化し、一般会計が負担すべき経費を除いた部分については独立採算で経営するよう努力する必要がある。

## 第7 普通会計との関係

（普通会計の歳出の3.7%が繰出金）

普通会計の歳出総額に占める地方公営企業に対する繰出金の比率を見ると、平成24年度決算で3.7%となっている。

繰出金（地方公営企業側から見れば繰入金）のうち約3割が赤字補てんのための基準外繰出金になっているが、本来独立採算であるべき地方公営企業を経営することによって普通会計の財政状況に大きな影響を与えていたり、団体も見られることから、各事業体においては、普通会計を圧迫する事がないよう、経営努力を行う必要がある。



## 第8 東日本大震災の影響

東日本大震災により、被災地域では、地方公営企業も被害を受けた。特に水道事業では、配水施設等に被害が生じ、断水する地域も発生した。下水道事業では、管路の破損や液状化による土砂の流入等の被害が生じた。

地方公営企業は、地域住民の生活に不可欠なサービスを提供しており、被災した公営企業施設の早期復旧は急務の課題であった。また、復旧に向けた取組みは平成23年度に引き続き行われている。

東日本大震災を踏まえ、今後の方公営企業には、施設の耐震対策等ハード面の強化はもちろんのこと、災害発生時に迅速な対応を行えるよう、ソフト面での体制の強化が求められる。

（単位：百万円）

区分	決算規模のうち東日本大震災の災害復旧事業に係る支出			対前年度 増加額	対前年度 増加率
	23年度	24年度	比率		
水 道	927	566	11.2%	△ 361	△ 38.9%
病 院	21	0	0.0%	△ 21	皆減
下 水 道	4,454	4,484	88.8%	30	0.7%
ガ ス	37	0	0.0%	△ 37	皆減
そ の 他	71	0	0.0%	△ 71	皆減
合 計	5,509	5,050	100.0%	△ 459	△ 8.3%

## 第9 資金不足

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく資金の不足額が発生している団体はない。

（平成20年度決算から経営健全化基準の20%上回る団体は、経営健全化計画の策定が義務付けられた。）